令和3年度 居住支援全国サミット

住宅セーフティネット制度における居住支援

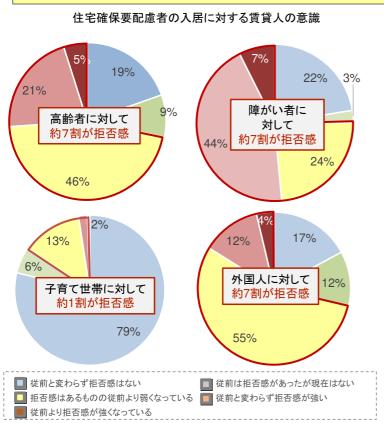


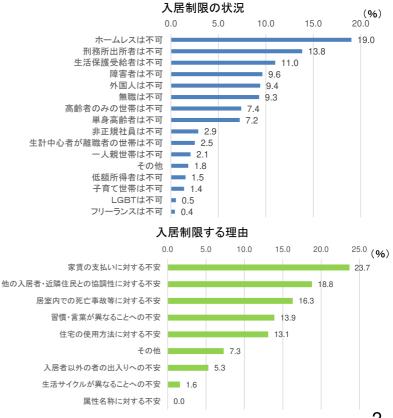
国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

住宅確保要配慮者に対する賃貸人の入居制限の状況

〇住宅確保要配慮者の入居に対して、賃貸人の一定割合は拒否感を有しており、入居制限がなされている状況。家賃の支払いに対する不安等が入居制限の理由となっている。





出典:(令和2年度)家賃債務保証業者の登録制度等に関する実態調査報告書 2

住宅確保要配慮者に対する入居制限の状況・理由と必要な居住支援策

全国の不動産関係団体等会員事業者へアンケート調査(令和元年度実施、回答数1,988件)

	入居制限の 状況		入居制限の理由 (複数回答)		必要な居住支援策(複数回答) <u>● 50%以上</u> ◎ 40~49% ○ 30~39%						
属性	制限 して いる	条件 付きで 制限 している	第1位 (%)	第2位 (%)	入居を 拒まない 物件の 情報発信	家賃債務 保証の 情報提供	契約 手続きの サポート	見守りや 生活 支援	入居 トラブルの 相談対応	金銭・ 財産 管理	死亡時の 残存家財 処理
高齢単身 世帯	5%	39%	孤独死などの 不安(82%)	保証人がいない、 保証会社の審査に 通らない (43%)		© (49%)		(61%)			(61%)
高齢者 のみの 世帯	3%	35%	孤独死などの 不安 (60%)	保証人がいない (46%)	(32%)	© (48%)		(58%)			(50%)
障がい者 のいる 世帯	4%	35%	近隣住民との 協調性に不安 (52%)	衛生面や火災等の不安 (28%)	© (42%)	(32%)		(60%)	© (48%)		
低額所得 世帯	7%	42%	家賃の支払いに 不安 (69%)	保証会社の審査に 通らない(54%)	(37%)	(61%)		(31%)	(38%)	(37%)	
ひとり親 世帯	1%	14%	家賃の支払いに 不安(50%)	保証会社の審査に 通らない(42%)	(37%)	(52%)		© (42%)	(35%)		
子育て 世帯	1%	9%	近隣住民との協 調性に不安 (40%)	家賃の支払いに 不安 (34%)	(38%)	© (43%)		(33%)	© (47%)		
外国人 世帯	10%	48%	異なる習慣や 言語への不安 (68%)	近隣住民との協調性に不安(59%)	© (43%)	© (45%)	© (44%)		(76%)		0

住宅セーフティネット制度の概要

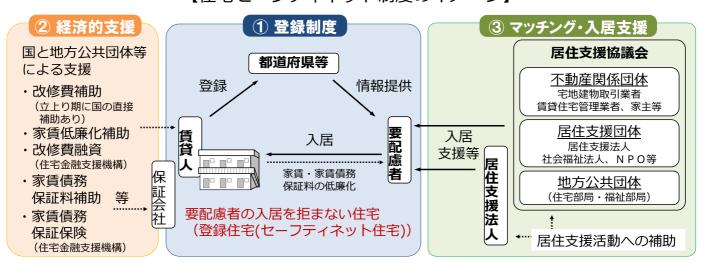
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律 (平成29年4月26日公布 10月25日施行)

国土交通省 住宅建設事業調査「住宅確保要配慮者の居住に関する実態把握及び継続的な居住支援活動等の手法に関する調査・検討業務報告書」(令和2年3月) より

- ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
- ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援
- ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

⇒『居住支援』

【住宅セーフティネット制度のイメージ】



住宅セーフティネット制度(住宅確保要配慮者の範囲)

法律で定める者

① 低額所得者

(月収15.8万円(収入分位25%)以下)

- ② 被災者 (発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども (高校生相当まで) を養育して いる者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するもの として国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

・外国人 等

(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者等、生活困窮者など)

- 東日本大震災等の大規模災害の被災者 (発災後3年以上経過)
- ・ 都道府県や市区町村が 供給促進計画において定める者
 - ※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、 新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童 養護施設退所者、LGBT、UIJターンに よる転入者、これらの者に対して必要な生活 支援等を行う者などが考えらえる。

セーフティネット住宅の登録基準

登録基準

- 規模
 - ・床面積が一定の規模以上であること
 - ※ 各戸25㎡以上

ただし、共用部分に共同で利用する台所等を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるときは、18㎡以上

- ※ 共同居住型住宅の場合、別途定める基準
- 構造・設備
 - ・耐震性を有すること (耐震性を確保する見込みがある場合を含む)
 - ・一定の設備(台所、便所、浴室等) を設置していること
- 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失し ないこと
- 基本方針・地方公共団体が定める 計画に照らして適切であること 等
- ※ <u>地方公共団体が供給促進計画で定めることで、耐震性</u> 等を除く基準の一部について、強化・緩和が可能

※ 1戸から登録可能

共同居住型住宅(シェアハウス)の基準

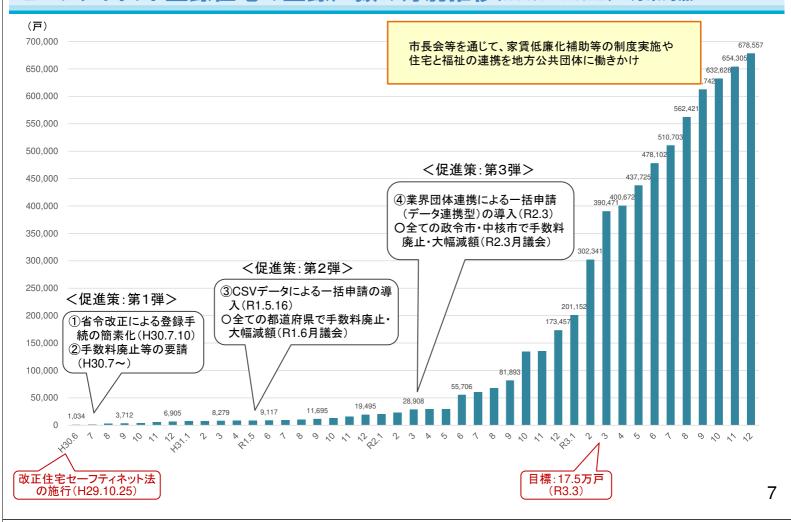
- 住宅全体
 - ・住宅全体の面積15 m × N + 10m以上

(N:居住人数、N≥2)

- 専用居室
 - ・専用居室の入居者は1人とする
 - ・専用居室の面積 9㎡以上(造り付けの収納の面積を含む)
- 共用部分
 - ・共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、 洗濯室(場)、浴室又はシャワー室を設ける
 - ・便所、洗面、浴室又はシャワー室は、居住人 数概ね5人につき1箇所の割合で設ける

※別途、ひとり親向けのシェアハウスの基準を策定

セーフティネット登録住宅の登録戸数の月別推移(H30.6~R3.12)※月末時点



UR賃貸住宅におけるセーフティネット登録住宅(専用住宅)運用開始について

1. 背景·目的

- 〇住まいに困窮する方への支援については、これまで公営住宅の供給や住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット登録住宅)の登録制度等により取り組んできたところ。
- ○地域における住宅セーフティネットの裾野を広げるため、住宅確保要配慮者に対する<u>家賃低廉化補助の対象住宅</u>として、従来の民間賃貸住宅及び公社住宅に加えて、<u>UR賃貸住宅ストックを新たに活用</u>可能とする。

2. 制度の概要

- ○UR賃貸住宅を活用したセーフティネット登録住宅(専用住宅)における家賃低廉化補助を実施する。
- ○<u>地方公共団体からの要請</u>に基づき、UR都市機構において、家賃低廉化補助を行うセーフティネット登録住宅(専用住宅)を登録し、国と地公体による家賃減額措置を実施。(補助率:国1/2、地方1/2)

3. 対象住宅・対象入居者

[対象住宅]

- ○登録基準 (規模、構造、設備等) に適合
- ○家賃低廉化補助を実施する専用住宅が対象
- ○対象団地・住戸等は地公体とURの協議により決定

[入居者要件]

- ○各地公体が補助要綱等で定める世帯
- (例)・入居世帯の所得が月額15.8万円以下
 - ・ひとり親など子育て世帯、障がい者世帯、高齢者世帯 等
- ※その他UR賃貸住宅の申込資格(家賃額に応じた一定の収入要件等)を満たす必要あり

4. 家賃減額措置

- 「減額幅]・各地公体が補助要綱等で定める入居者負担額まで減額
- 「補助額]・契約家賃(近傍同種)と入居者負担額との差額を賃貸人(UR)に対して補助
 - ・最大4万円/月(国2万円/月、地方2万円/月) 【補助金の流れ】国→地公体→UR
 - ・管理開始から原則10年以内等

1. 登録住宅の改修に対する支援措置

(補助を受けた住宅は専用住宅化)

■令和3年度の補助事業実施見込み自治体 ※R3.9アンケート等により確認

「開助と交びた任品は存在品」						
事業主体等	大家等					
補助対象工事	①共同居住用住居への用途変更・間取り変更、②バリアフリー 改修(外構部分含む)、③防火・消火対策工事、④子育て世帯対 応改修、⑤耐震改修、⑥「新たな日常」に対応するための工事、 ⑦居住のために最低限必要と認められた工事、⑧居住支援協議 会等が必要と認める改修工事					
補助率・補助 限度額	【補助金】: 国1/3 (制度の立上り期、国の直接補助) 【交付金】: 国1/3 + 地方1/3 (地方公共団体が実施する場合の間接補助) ※国費限度額はいずれも50万円/戸 (①②③④⑤を実施する場合、補助限度額を50万円/戸加算) (②でエレベーターを設置する場合、補助限度額を15万円/戸加算) (④で子育て支援施設を併設する場合、補助限度額を1,000万円/施設加算)					
入居者要件等	家賃水準について一定要件あり(特に補助金は公営住宅に準じた家賃)					
その他	要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること					
2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置						

都道府県	市区町村	改修費	家質低廉 化	債務保証 料等低廉 化	都道府県	市区町村	改修費	家賃低廉 化	債務保証 料等低廉 化
	札幌市			0		名古屋市	0	0	0
北海道	網走市	0	0		愛知県	岡崎市	0		0
	音更町		0	0	= +0 ct	京都市		0	
青森県	十和田市	0	0	0	京都府	宇治市	0		
岩手県	花巻市	0	0	0	大阪府	(府)			0
宮城県	大崎市	0	0			(県)	0	0	0
	(県)	0			兵庫県	神戸市		0	
	山形市	0	0		八甲県	姫路市		0	
	鶴岡市	0	0	0		神河町		0	
山形県	南陽市	0	0	0	和歌山県	(県)	0		
	大石田町		0			(県)	0	0	0
	舟形町	0				鳥取市	0	0	0
	白鷹町	0	0		鳥取県	米子市		0	0
	(県)	0	0	0		倉吉市	0	0	0
福島県	いわき市		0	0		南部町		0	
	石川町	0			岡山県	倉敷市		0	
栃木県	栃木市		0		徳島県	(県)		@/O	
群馬県	前橋市	0				東みよし町	0		
埼玉県	さいたま市			0	福岡県	福岡市	0	0	0
千葉県	千葉市			0		(県)	0		
1 Ж.Ж	船橋市		0		鹿児島県	薩摩川内	0	0	
	(都)	0	0	0	庇兀局乐	市	9	0	
	墨田区		0	0		徳之島町	0		
	世田谷区		0		沖縄県	那覇市	0		
東京都	豊島区	0	0	0	Ħ		31	37	25
	練馬区	0	0					4	3
	八王子市	0	0	0					
	府中市			0	◎: 社総交又は公的賃貸住宅家賃対				
神奈川県	横浜市		0	0	策調整補助金による支援を実施				
静岡県	長泉町		0		○:都府	県単費によ	る支援	(市区	町
	$\overline{}$		ļ	_	村へ0	D補助)を	実施		

(専用住宅として登録された住宅)

事業主体等	I 大家等	Ⅱ 家賃債務保証会社等
補助対象	I 家賃低廉化に要する費用 (国費上限2万円/月・戸) ※I及びⅡの国費の総額が240万円を	Ⅱ 入居時の家賃債務保証料等 (国費上限3万円/戸) 超えない範囲で一定の柔軟化が可能
補助率	国1/2 + 地方1/2 (地方が	実施する場合の間接補助)
入居者要件等	入居者収入(月収15.8万円以下) 内等)について一定要件あり	及び補助期間(Ιは原則10年以

※「登録住宅」と「専用住宅」

・登録住宅:住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録した住宅 ・専用住宅:登録住宅のうち住宅確保要配慮者専用住宅として登録した住宅

(複数の属性の住宅確保要配慮者を入居対象者として設定可能)

住宅の**改修費が31団体、家賃低廉化等※が43団体** で補助事業を実施見込み。

令和3年9月時点の調査では、セーフティネット

※家賃低廉化37団体+家賃債務保証料低廉化のみ実施6団体

9

10

居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動 産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

(1)設立状況 111協議会が設立(令和3年12月31日時点)

- 都道府県(全都道府県)
- 市区町(66市区町)

札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、 文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、 葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川 市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、岐阜市、 小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、 宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、中間 市、熊本市、合志市、とくのしま(徳之島町・天城町・伊仙町)

(2)居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施

(住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等)

- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3)支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への 入居の円滑化に関する取り組みを支援 〔令和4年度予算案〕

共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業(11.1億円)の内数

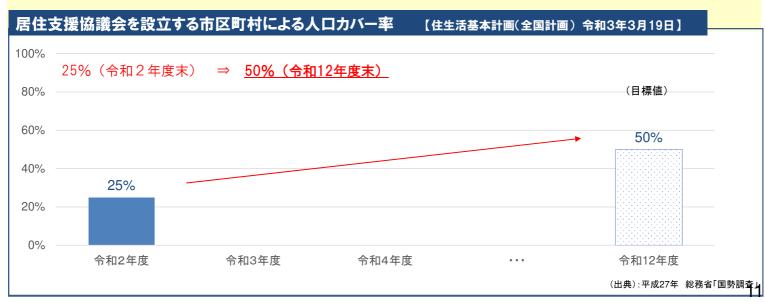
居住支援協議会 居住支援団体 不動産関係団体 連携 宅地建物取引業者 居住支援法人 賃貸住宅管理業者 家主等 NPO 社会福祉法人等 地方公共団体 (住宅・福祉部局) 都道府県・市町村 牛活福祉・ 地域住宅 就労支援協議会 協議会 (自立支援) 協議会

居住支援協議会の設立目標

居住支援協議会の設立状況

- 111協議会が設立(R3年12月31日時点)
- 〇都道府県 (全都道府県)
- 〇区市町 (66区市町)

札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、中間市、熊本市、合志市、とくのしま(徳之島町・天城町・伊仙町)



居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

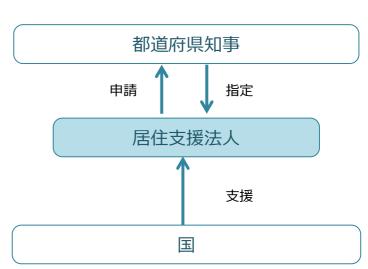
● 居住支援法人に指定される法人

- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人 (公益社団法人・財団法人を含む)
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る 情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- 4 ①~③に附帯する業務
- ※ 居住支援法人は必ずしも①~④のすべての業務を行わなければならないものではない。

【制度スキーム】



● 居住支援法人への支援措置

- ・居住支援法人が行う業務に対し支援(定額補助、補助限度額1,000万円等)。
- ・ [R4年度予算案] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業(11.1億円)の内数

居住支援法人制度の指定状況

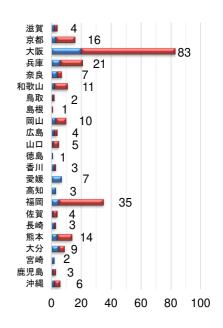
- 47都道府県 484法人が指定(R3.12.31時点)
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況(全体の約66%)
- 都道府県別では、大阪府が83法人と最多指定

■ 法人属性別

株式会社 202 NPO法人 116 一般社団法人 70 社会福祉法人 有限会社 社会福祉協議会 合同会社 公益財団法人 1 5 公益社団法人 2 協同組合 1 生活協同組合 12 企業組合 2 社会医療法人 2 一般財団法人 1 2 0 200 50 100 150 250 ■指定数

■ 都道府県別





- ■都道府県内地域限定

13

【国交省アンケート結果】居住支援法人の支援対象

- 高齢者や精神障害者・生活保護受給者については、多くの居住支援法人において実績を有している。
- 外国人や犯罪被害者・刑余者については実績も少なく、約2割程度の居住支援法人では支援対象外となっている。

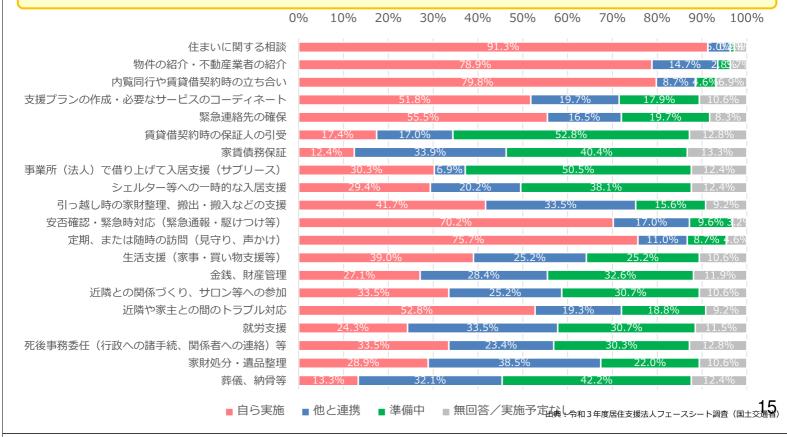


実績あり 実績なし ■ 対象外 ■ 無回答

出典:令和3年度居住支援法人フェースシート調査(国土交通省)

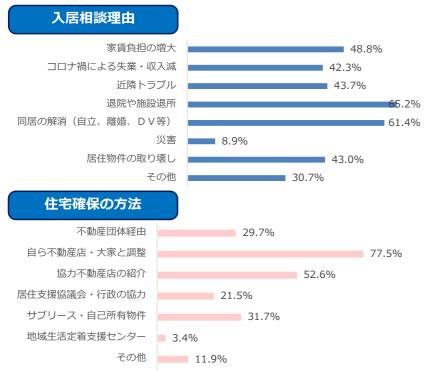
【国交省アンケート結果】居住支援法人の支援内容

- 住まいに関する相談や物件・不動産業者の紹介など、住まいの確保を支援する居住支援法人は多い。
- 家賃債務保証や就労支援、死亡・退去時の支援については、自ら支援するだけでなく、他と連携して支援する 居住支援法人が多い。

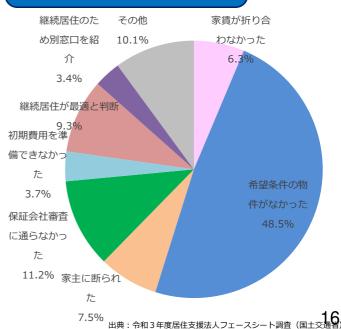


【国交省アンケート結果】居住支援法人の入居相談

- 居住支援法人の入居相談件数は、平均98.4件。うち入居や継続居住につながった件数は、平均18.8件。
- 住宅確保にあたっては、自ら不動産店・大家と調整している居住支援法人が最も多い。
- 入居相談が成約しなかった理由の約半分は、希望する条件の物件がなかったことによるもの。



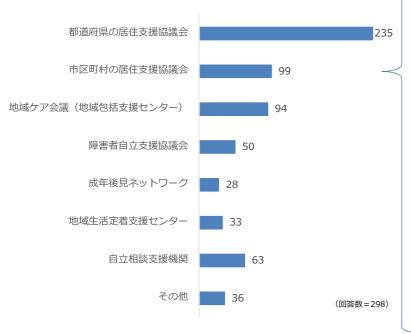
入居相談が成約しなかった理由 (最も多い理由)



【国交省アンケート結果】居住支援法人の地域ネットワーク

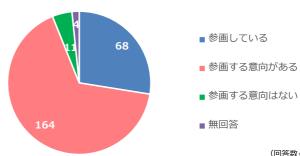
- 多くの居住支援法人が都道府県の居住支援協議会へ参画している。
- 市区町村の居住支援協議会に参画する居住支援法人は全体の半数程度だが、設立済みの市区町村においては、 殆どの居住支援法人が参画している。また、未設立の市区町村においても、設立を必要とする意見が多い。











(回答数=247)

出典:令和3年度居住支援法人フェースシート調査(国土交通省)

居住支援の促進に関する取組一覧(令和3年度)

自治体支援•連携

~各団体の有する活動の/ウハウや課題を共有~

■地域別の居住支援会議の開催

- ○R2年度は、居住支援法人の指定数が少ない都道府県と 意見交換会を実施。
- ○R3年度は、各地域において自治体・居住支援協議会・ 居住支援法人・関係団体等を交えて、地域における 居住支援体制を検討する意見交換会を開催予定。

■住まい支援の連携強化のための連絡協議会

- ○厚生労働省、国土交通省、法務省の関係部局及び 各関係団体による情報共有・協議を行う協議会を開催。
- ○地方ブロック単位でも地方厚生局、地方整備局、地方更生 保護委員会等が連携して、情報交換やヒアリング等を実施。

財政支援

~持続可能なビジネスモデルへの転換を目指す~

■居住支援協議会等補助事業

- ○居住支援協議会、居住支援法人が行う居住支援活動を 対象に国が必要な費用を補助
- OR3年度より<u>自治体の福祉・住宅部局が連携</u>し、 住まいに関する相談を福祉の相談と合わせて ワンストップで受ける総合相談窓口等の体制づくりを モデル的に行う地方公共団体に対しても新たに支援

伴走支援•個別支援

- ~「顔の見える関係」で住宅と福祉の垣根を取り払う~
- ■居住支援協議会伴走支援プロジェクト
 - ○協議会の設立や活性化に意欲のある自治体等を対象に <u>ハンズオン支援を実施</u>
 - ○R2年度は3自治体を採択、R3年度も8自治体を採択予定
- ■都道府県や市区町村による取組への個別支援
 - ○自治体・地方支分局の相談・要請に応じて、個別に支援予定

情報支援

■居住支援全国サミットの開催

- ○平成24年度より厚生労働省と共催にて毎年開催
- ○国における施策や全国の先進的な取組みについて情報提供

■居住支援協議会設立・活性化の手引き

- ○居住支援協議会設立の設立に向けた手引きを作成。
- OHP等を通じて、各自治体へ紹介している。

■居住支援メールマガジン

○居住支援に役立つ情報を定期的に配信(約1,900アドレス)

■居住支援法人研修会、居住支援法人リーダー研修会

- 〇居住支援法人や自治体に対象に、国における施策や各団体の 取組事例を交えた研修会を実施
- ○各地域におけるリーダー人材の育成を目的に研修会を実施

■居住支援法人アドバイス事業

○指定を受けようとする居住支援法人等を対象に ハンズオン支援を実施

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図るため、<u>厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体による情報共有や協議を行う標記連絡協議会を設置</u>。 ※平成28~30年度に5回、厚生労働省及び国土交通省の局長級を構成員とする連絡協議会を開催

構成員

<厚生労働省>

子ども家庭局長

社会•援護局長

隨害保健福祉部長

老健局長

<国土交通省>

住宅局長

<法務省>

矯正局長

保護局長

※ 出入国管理庁はオブザーバー参加

開催状況

- ○第1回連絡協議会 (令和2年8月3日開催)
- ○第2回連絡協議会 (令和3年6月22日開催)

<福祉関係>

- •全国社会福祉協議会
- •一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク
- •特定非営利活動法人日本相談支援専門協会
- •公益社団法人全国老人福祉施設協議会
- •全国児童養護施設協議会
- •全国母子寡婦福祉団体協議会
- 一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会

<住宅・不動産関係>

- •一般社団法人 全国居住支援法人協議会
- •公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会(日管協)
- ・公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会(ちんたい協会)
- •公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)
- •公益社団法人全日本不動産協会(全日)

<矯正・保護関係>

- 更生保護法人 全国更生保護法人連盟
- 認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

19

居住支援協議会等への活動支援

令和4年度当初予算:

共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業(11.05億円)の内数 令和3年度補正予算:1億円

居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して支援を行う(事業期間:令和2年度~令和6年度)

	居住支援協議会等活動支援事業
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または 地方公共団体等
補助対象 事業	 ① 入居前支援(相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等) ② 入居中支援(見守りや生活相談、緊急時対応等) ③ 死亡・退去時支援(家財・遺品整理や処分、死後事務委任等) ④ セミナー・勉強会等の開催(制度や取組等の周知普及) ⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み ⑥ 地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備
補助率・ 補助限度 額	定額
	10,000千円/協議会等(なお、外国人の入居の円滑化に係る活動を行う場合、 孤独・孤立対策としての見守り等を行う場合、空き家等を借りてサブリース方式 で支援付きのセーフティネット住宅の運営を行う場合、アウトリーチ型による入 居支援を行う場合または入居後支援を実施する団体との連携を行う場合は 12,000千円/協議会等)

居住支援協議会

連携

不動産関係団体

宅地建物取引業者 賃貸住宅管理業者 家主等 居住支援団体 居住支援法人

NPO 社会福祉法人等



生活福祉· 就労支援協議会

地域住宅 協議会

(自立支援) 協議会

連 携

居住支援協議会

- ・地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- · 設立状況;111協議会(全都道府県·66市区町)が設立(R3.12.31時点)

居住支援法人

- ・都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・財団法人を含む)、社会福祉法人、居住支援を 目的とする株式会社等 を指定
- ·設立状況;484者(47都道府県)が指定(R3.12.31時点)

「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」(令和3年度)の概要

居住支援協議会の課題

- すべての都道府県で設立されている一方、市区町村では58協議会の設立にとどまっている。
- 居住支援協議会のなかには、活動が低調なところも存在するとの指摘がある。

居住支援協議会の設立促進を図るため、

- ・居住支援協議会の設置に<u>意欲はあるが関係者の合意が得られていない</u>
- ・関係者の合意は得られているが<u>どうやって設立すればよいか分からない</u>

といった市区町村等を募集し、ハンズオン支援を実施!

■ 「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」の概要

<u>1. 応募主体等</u>

右表のとおり

2. 支援内容

- ①国土交通省職員、厚生労働省職員、有識者等の派遣 (勉強会の講師、関係者との調整等)
- ②課題の相談及びアドバイス
- ③制度や他の協議会の事例、マニュアル、パンフレット等 の情報提供
- ④第1線で活動されている行政職員や実務者の紹介
- ※新型コロナウイルス等の状況に応じて、オンラインと対面を 併用して支援。

		応募主体	採択自治体
	設立部門 (行政主導型)	市区町村 ※住宅部局又は福祉部局のいずれか 一方でも連名でも応募可能。 ※都道府県との連名も可能。	
F	設立部門 (官民共同型)	市区町村と居住支援法人の連名 ※両者連名が必要であり、いずれか 一方は不可。 ※都道府県との連名も可能。	<u>最大8団体</u> <u>を想定</u>
	活性化部門	居住支援協議会 ※都道府県、市区町村どちらも 応募可能。	

居住支援協議会設立・運営の手引き

- ○「住生活基本計画」の中で、成果指標として「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率」 を25%⇒50%に設定。
- ○各市区町村における居住支援協議会設立を支援・促進する目的で「居住支援協議会 設立・運営の 手引き」を作成

居住支援協議会設立・運営の手引き















国土交通省のHPで公表

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001403680.pdf

居住支援メールマガジンにご登録ください!!

- 国土交通省住宅局安心居住推進課では、2019年2月に 居住支援メールマガジンを創設しました。
- <u>居住支援に役立つ情報を地域で居住支援に取り組む人々に</u> 直接配信しています!

登録方法

- ◆ご所属・お名前を記載いただき、下記アドレスまでご連絡ください。
- ※配信停止・配信先変更も同じアドレスです。



hqt-housing-support@mlit.go.jp

<u>誰でも</u>配信できます!!

◆このメールマガジンでは、<u>みなさまの活動</u> <u>についても配信</u>しております。 掲載希望の内容などございましたら、 左記アドレス(登録と同じ)までご連絡くだ さい!!

官・民、住宅・福祉問わず、 約1,900アドレスが登録されています!!

◆過去のアーカイブ
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/
jutakukentiku_house_fr3_000019.html

23